

付属資料

1. 八尾市総合計画策定条例
2. 総合計画策定経過
3. 総合計画策定体制図
4. 総合計画策定における市民参加・参画の取り組み
5. 八尾市総合計画審議会
6. 庁内策定体制
7. 総合計画策定調査特別委員会
8. 憲章・宣言

付属資料1 八尾市総合計画策定条例

八尾市総合計画策定条例

平成29年12月22日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 本市がめざす将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を掲げ、目標の達成に向けた取組方向とその推進方策を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本構想を実現するために必要な施策のめざす暮らしの姿と、その実現に向けた基本的な方針を示すものをいう。

(4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第1条の規定により設置された八尾市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(市議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

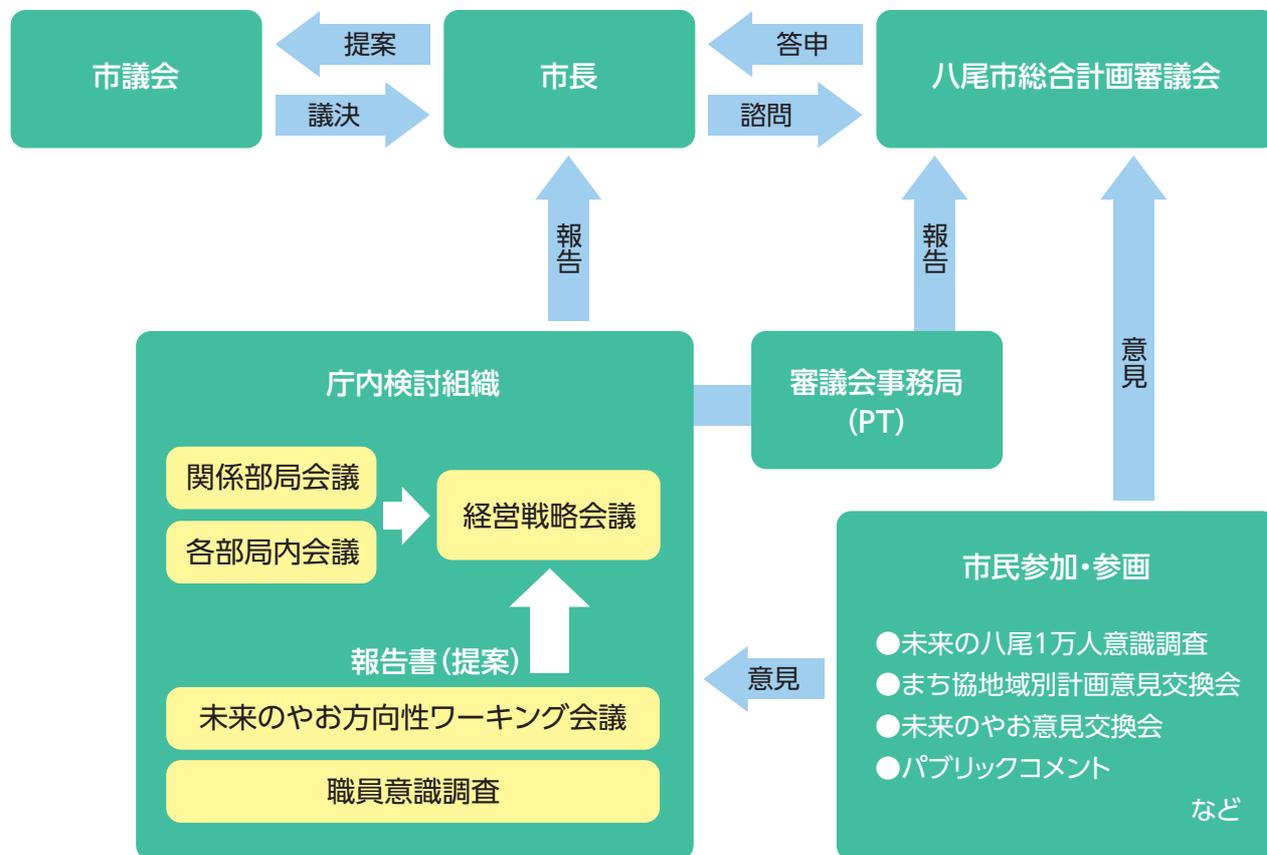
附則 (略)

付属資料2 総合計画策定経過

策定経過

| 時期 | | 内容 |
|--------------|--|--|
| 平成29(2017)年度 | 12月 | 八尾市総合計画策定条例(条例第50号)制定 |
| 平成30(2018)年度 | 4月 6月 10月 11月 1月 2月 3月 | 総合計画策定プロジェクトチームを設置 第5次総合計画後期基本計画の総括作業を開始 八尾市総合計画審議会に諮問(第5次総合計画総括の検証と提案) 未来の八尾1万人意識調査の実施 校区まちづくり協議会地域別計画意見交換会の実施(全28校区) 未来のやお意見交換会の実施(市内高校生によるワークショップ) 未来のやお方向性ワーキング会議にて基本構想・基本計画素案の検討開始 職員意識調査の実施 八尾市総合計画審議会から答申を受ける |
| 令和元(2019)年度 | 5月 7月 10月 2月 3月 | 第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)の検討を開始 第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)の策定方針を作成 未来のやお方向性ワーキング会議より報告書(提案)を受ける 八尾市総合計画審議会に諮問(第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)) 第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)を作成 第6次総合計画基本構想・基本計画(素案)に対する市民意見提出制度を実施(2月3日～3月2日) 八尾市総合計画審議会にて答申内容の取りまとめ |
| 令和2(2020)年度 | 4月 5月 6月 7月 9月 2月 | 八尾市総合計画審議会から答申を受ける 第6次総合計画基本構想・基本計画(素案)に対する市民意見提出制度の結果を公表 第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を作成 第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を市議会総合計画策定調査特別委員会へ報告 総合計画策定調査特別委員会の調査、質疑を経て、調査報告書(中間報告)を受ける 第6次総合計画基本構想・基本計画(案)を市議会9月定例会へ提案、審議、議決 八尾市第6次総合計画を確定 |
| 令和3(2021)年度 | 4月 | 八尾市第6次総合計画スタート |

付属資料3 総合計画策定体制図



付属資料4 総合計画策定における市民参加・参画の取り組み

1. 八尾市民意識調査

目的：平成23(2011)年度から始まった第5次総合計画に掲げる八尾市の将来都市像「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向け、今後、どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決めていく際の重要な基礎データとして活用するため、市民の生活意識や八尾市政に対する意見、満足度・ニーズ等を把握することを目的に調査を実施しました。

| 実施年度 | 実施内容・実施時期・対象者 | 有効回答数 有効回答率 |
|--------------|---|-----------------|
| 平成29(2017)年度 | 【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成29年11月10日～平成29年12月1日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人 | 1,488件 49.6% |
| 平成30(2018)年度 | 【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成30年8月2日～平成30年8月27日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人 | 1,518件 50.6% |
| 令和元(2019)年度 | 【実施内容】日ごろの市民意識や将来都市像の実現状況、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】令和元年10月30日～令和元年11月20日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各1,500人、合計3,000人 | 1,467件 48.9% |

2. 未来の八尾1万人意識調査

目的：令和3(2021)年度から始まる第6次総合計画を策定する上で、今後、どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決めていく際の重要な基礎データとして活用するため、将来の八尾市に対する意見や市民の生活意識、満足度・ニーズ・幸福度等を把握することを目的に調査を実施しました。

| 実施年度 | 実施内容・実施時期・対象者 | 有効回答数 有効回答率 |
|--------------|--|-----------------|
| 平成30(2018)年度 | 【実施内容】幸福感や八尾の魅力、身近な地域での活動やまちづくりの満足度とさらなるニーズについて 【実施時期】平成30年10月12日～平成30年11月5日 【対象者】八尾市内在住の18歳以上の男女各5,012人、合計10,024人 | 4,643件 46.3% |

3. 校区まちづくり協議会地域別計画意見交換会

目的：第5次総合計画における「地域別計画」の総括と、第6次総合計画における「地域のまちづくり」の検討に向け、地域別計画におけるまちづくりの方向性や校区まちづくり協議会で取り組まれたこととその成果を振り返るとともに、今後の展望を含め様々なご意見をいただくため、各校区まちづくり協議会との意見交換会を下記日程のとおり開催しました。(参加総数:360人)

| 校区まちづくり協議会 | 日程 | 開催場所 |
|-----------------|-------------|----------------|
| 用和小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月22日 | 用和小学校区集会所 |
| 長池小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月7日 | 緑ヶ丘コミュニティセンター |
| 久宝寺小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月1日 | 久宝寺コミュニティセンター |
| 美園小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月6日 | 久宝園集会所 |
| 龍華小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月19日 | 龍華コミュニティセンター |
| 永畑小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月6日 | 龍華コミュニティセンター |
| 大正小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月4日 | 大正コミュニティセンター |
| 大正北小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月6日 | 大正コミュニティセンター |
| 八尾小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月21日 | 八尾小学校区集会所 |
| 安中小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月4日 | 安中小学校区集会所 |
| 南高安小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月5日 | 南高安コミュニティセンター |
| 高安中学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月7日 | 高安コミュニティセンター |
| 南山本小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月3日 | 南山本小学校区集会所 |
| 高安西小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月14日 | 高安西小学校区集会所 |
| 志紀小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月17日 | 志紀コミュニティセンター |
| 西郡まちづくり協議会 | 平成30年11月19日 | 桂人権コミュニティセンター |
| 北山本小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月14日 | 福万寺公民館 |
| 山本小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月6日 | 山本集会所 |
| 上之島小学校区まちづくり協議会 | 平成30年10月30日 | 上之島小学校区集会所 |
| 高美小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月16日 | 高美小学校集会所 |
| 高美南小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月20日 | 安中人権コミュニティセンター |
| 曙川小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月16日 | 曙川コミュニティセンター |
| 刑部小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月27日 | 刑部小学校区集会所 |
| 曙川東小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月20日 | 曙川東小学校区集会所 |
| 東山本小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月14日 | 山本コミュニティセンター |
| 西山本小学校区まちづくり協議会 | 平成30年12月2日 | 山本コミュニティセンター |
| 竹淵小学校区まちづくり協議会 | 平成30年11月28日 | 竹淵コミュニティセンター |
| 亀井小学校区まちづくり協議会 | 平成30年10月22日 | 亀井小学校区集会所 |

4. 未来のやお意見交換会

目的：第6次総合計画策定にあたり、10代の若者が考える未来の八尾について伺う機会を設け、今の八尾の魅力や課題、今後の八尾市に求めることを把握し、第6次総合計画の将来都市像を形づくる大きなヒントとするための意見交換会を実施しました。

| 日程 | 参加者 | 参加人数 |
|-----------------------|---|------|
| 平成30(2018)年 11月18日 | 八尾市内の高校(金光八尾高等学校・八尾高等学校・八尾北高等学校・八尾翠翔高等学校・山本高等学校)に通う、15歳～18歳の高校生 | 25名 |

5. 市民意見提出制度(パブリックコメント)

目的：八尾市第6次総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を整理しました。

・意見募集期間

令和2(2020)年2月3日(月)～令和2(2020)年3月2日(月)

・提出人数及び意見数

| 提出人数 | 意見件数 | 意見・提言 | |
|------|------|--------------------|-----------------|
| | | 1.計画の記載事項に関する意見・提言 | 2.その他の意見、要望及び質問 |
| 54人 | 122件 | 73件 | 49件 |

付属資料5 八尾市総合計画審議会

1. 八尾市総合計画審議会規則

昭和41年8月3日 規則第30号

最終改正 平成30年5月14日 規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第2条の規定に基づき、八尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、八尾市総合計画の基本構想及び基本計画並びに八尾市総合戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定により定められたものをいう。)に関する事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 行政委員会又は附属機関の委員その他の委員
- (4) 市政協力団体又は市民団体から選出された者
- (5) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第1条に規定するまち・ひと・しごと創生の目的に関係する団体又は機関等から選出された者
- (6) 公募の市民その他市長が必要と認める者
- (7) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、学識経験者部会その他の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつてあてる。
- 3 部会長は、部会を総理する。
- 4 部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもつてあてる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めたときは、審議会の議事に関係のある者を会議に出席させて発言させることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌する事務について調査を行うほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策企画部において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附則 (略)

2. 八尾市総合計画審議会委員

(1) 審議会委員名簿：(委員氏名は、規則第3条第2項該当号順・敬称略)

| 規則 該当号 | 氏名 | 所属団体等 | 所属部会等 | |
|---------------|---------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| | | | 平成30(2018) 年度 | 令和元(2019) 年度 |
| 1号委員 (10名) | 相川 康子 | 特定非営利活動法人 NPO政策研究所 専務理事 | 安全・安心・健康部会 | 第1部会 |
| | 和泉 大樹 | 阪南大学国際観光学部 准教授 | 未来・魅力部会副部会長 | 第2部会 |
| | 久保 貞也 | 摂南大学経営学部 准教授 | ひと・まちづくり部会 | 第3部会 |
| | 熊本 理抄 | 近畿大学人権問題研究所 教授 | ひと・まちづくり部会副部会長 地域別部会 | 第3部会副部会長 |
| | 清水 陽子 | 関西学院大学総合政策学部 教授 | にぎわい・環境部会部会長 地域別部会 | 第2部会部会長 |
| | 田中 優 (副会長) | 日本福祉大学社会福祉学部 教授 | 安全・安心・健康部会部会長 地域別部会副部会長 | 第1部会部会長 |
| | 農野 寛治 | 常盤会短期大学 学長 | 未来・魅力部会部会長 | 第1部会副部会長 |
| | 初谷 勇 (会長) | 大阪商業大学公共学部 教授 | ひと・まちづくり部会部会長 地域別部会部会長 | 第3部会部会長 |
| | 花嶋 温子 | 大阪産業大学デザイン工学部 准教授 | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 和田 聡子 | 大阪学院大学経済学部 教授 | にぎわい・環境部会副部会長 | 第2部会副部会長 |
| 2号委員 (3名) | 田口 一江 | 経済産業省(平成30年度) | ひと・まちづくり部会 | — |
| | 谷原 秀昭 | 経済産業省(令和元年度) | — | 第2部会 |
| | 河上 康裕 | 経済産業省(令和2年度) | — | — |
| | 浜田 真紀 | 大阪府(平成30年度) | にぎわい・環境部会 | — |
| | 築澤 慎一 | 大阪府(令和元年度～) | — | 第2部会 |
| | 村田 泰弘 | 布施公共職業安定所 (平成30年度) | ひと・まちづくり部会 | — |
| | 織田 康志 | 布施公共職業安定所 (令和元年度) | — | 第2部会 |
| | 稲葉 隆由 | 布施公共職業安定所 (令和2年度) | — | — |
| 3号委員 (4名) | 岩本 康男 | 八尾市都市計画審議会 | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 貴島 秀樹 | 八尾市衛生問題対策審議会 | 安全・安心・健康部会 | 第1部会 |
| | 田中 順治 | 八尾市社会教育委員会議 | 安全・安心・健康部会 | 第3部会 |
| | 水野 治久 | 八尾市教育委員会 | 未来・魅力部会 | 第1部会 |

| 規則 該当号 | 氏名 | 所属団体等 | 所属部会等 | |
|--------------|--------|-------------------------------|------------------|-----------------|
| | | | 平成30(2018) 年度 | 令和元(2019) 年度 |
| 4号委員 (6名) | 岸本 育治 | 八尾地区労働組合連絡会 (～令和元年度) | 安全・安心・健康部会 | 第3部会 |
| | 小門 直樹 | 八尾地区労働組合連絡会 (令和2年度) | — | — |
| | 谷岡 久枝 | 八尾市民生委員児童委員協議会 (～令和元年度) | 安全・安心・健康部会 | 第1部会 |
| | 川崎 吉継 | 八尾市民生委員児童委員協議会 (令和2年度) | — | — |
| | 中浜 多美江 | 八尾市消費問題研究会 | 安全・安心・健康部会 | 第1部会 |
| | 西田 裕 | 八尾市自治振興委員会 | ひと・まちづくり部会 | 第3部会 |
| | 菱家 昭美 | 社会福祉法人 八尾市社会福祉 協議会(～令和元年度) | 安全・安心・健康部会 | 第1部会 |
| | 田邊 卓次 | 社会福祉法人 八尾市社会福祉 協議会(令和2年度) | — | — |
| | 藤本 高美 | 一般財団法人 八尾市人権協会 | ひと・まちづくり部会 | 第3部会 |
| 5号委員 (6名) | 大本 仁 | 大阪シティ信用金庫 | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 川崎 浩一 | 株式会社ジェイコムウエスト かわち局 | 未来・魅力部会 | 第3部会 |
| | 川野 充信 | 八尾商工会議所 中小企業相談所 | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 林 篤 | 株式会社池田泉州銀行 高安支店(平成30年度) | — | — |
| | 椎野 純平 | 株式会社池田泉州銀行 八尾支店(平成30年度～) | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 丹波 奈美 | 株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店 | ひと・まちづくり部会 | 第2部会 |
| | 芝田 秀則 | 株式会社日本政策金融公庫 東大阪支店 | — | — |
| | 野村 しおり | 大阪糖菓株式会社 | 未来・魅力部会 | 第2部会 |
| | 吉田 郁生 | 株式会社りそな銀行 | 未来・魅力部会 | 第2部会 |
| 6号委員 (6名) | 岡橋 まさえ | 市民委員 | 安全・安心・健康部会副部会長 | 第1部会 |
| | 新福 泰雅 | 市民委員 | ひと・まちづくり部会 | 第3部会 |
| | 中田 久美子 | 市民委員 | 未来・魅力部会 | 第1部会 |
| | 増田 梓実 | 市民委員 | 未来・魅力部会 | 第2部会 |
| | 栞谷 郷史 | 市民委員 | にぎわい・環境部会 | 第2部会 |
| | 三島 勇人 | 市民委員(平成30年度) | 未来・魅力部会 | — |
| | 神原 雅也 | 市民委員(令和元年度～) | — | 第3部会 |
| 7号委員 (2名) | 平野 佐織 | 副市長(平成30年度) | 全部会 | — |
| | 轉馬 潤 | 副市長(～令和元年度) | 全部会 | 全部会 |
| | 植島 康文 | 副市長(令和元年度～) | — | 全部会 |
| | 東口 勝宏 | 副市長(令和2年度) | — | — |

3. 審議経過

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

①部会構成

| 部会名 | 主な審議内容 | 対象施策 |
|------------|--|--------------------------------|
| 安全・安心・健康部会 | 目標1 誰もが安全で安心して住み続けられる八尾 | 施策1～施策6 施策10～施策18 (15施策) |
| 未来・魅力部会 | 目標2 子どもや若い世代の未来が広がる八尾 目標3 まちの魅力を高め、発信する八尾 | 施策19～施策31 (13施策) |
| にぎわい・環境部会 | 目標4 職住近在のにぎわいのある八尾 目標5 環境を意識した暮らしやすい八尾 | 施策7～施策9 施策32～施策49 (21施策) |
| ひと・まちづくり部会 | 目標6 みんなでつくる八尾 | 施策50～施策63 (14施策) |
| 地域別部会 | 地域別計画における八尾市の地域のまちづくり | — |

②審議経過(全体会2回 専門部会10回 調整会議1回)

| 会議 | 日程 | 会議名 |
|--------------|----------------------------|------------------------|
| 全体会(諮問) | 平成30年 6月26日 | 第1回会議・八尾市第5次総合計画の総括を諮問 |
| 安全・安心・健康部会 | 平成30年11月15日 平成30年12月13日 | 第1回会議 第2回会議 |
| 未来・魅力部会 | 平成30年11月13日 平成30年11月27日 | 第1回会議 第2回会議 |
| にぎわい・環境部会 | 平成30年11月 8日 平成31年 1月18日 | 第1回会議 第2回会議 |
| ひと・まちづくり部会 | 平成30年11月 5日 平成30年11月26日 | 第1回会議 第2回会議 |
| 地域別部会 | 平成30年12月18日 平成31年 1月 8日 | 第1回会議 第2回会議 |
| 部会長・副部会長調整会議 | 平成31年 1月22日 | 部会長・副部会長による調整会議 |
| 全体会(取りまとめ) | 平成31年 3月15日 | 第2回会議・答申取りまとめ |
| 審議会答申 | 平成31年 3月28日 | 八尾市第5次総合計画の総括に対する答申 |

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

①部会構成

| 部会名 | 主な審議内容 | 対象施策 |
|------|--|---|
| 第1部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども、子育て支援に関すること ・学校教育に関すること ・防犯、防災に関すること ・消費者保護に関すること ・保健、医療、公衆衛生に関すること ・地域福祉（高齢福祉、障がい福祉、児童福祉、介護保険等）に関すること | 施策1～施策4 施策11 施策17～施策21 施策23～施策26 (14施策) |
| 第2部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業振興や魅力発信に関すること ・就労、雇用に関すること ・都市基盤に関すること ・住まいに関すること ・公共交通に関すること ・環境、資源に関すること ・上下水道に関すること | 施策5、施策7 施策9、施策10 施策12～施策16 施策22 (10施策) |
| 第3部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重と多文化共生に関すること ・市民協働と地域のまちづくりに関すること ・芸術文化に関すること ・生涯学習、スポーツに関すること ・行政経営に関すること | 施策6、施策8 施策27～施策34 (10施策) |

②審議経過(全体会1回 専門部会9回 調整会議2回 書面協議2回)

| 会議 | 日程 | 会議名 |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------|
| 全体会(諮問) | 令和元年7月1日 | 第1回会議・八尾市第6次総合計画(行政素案)を諮問 |
| 第1部会 | 令和元年11月21日 令和元年12月17日 令和2年1月14日 | 第1回会議 第2回会議 第3回会議 |
| 第2部会 | 令和元年11月19日 令和元年12月24日 令和2年1月9日 | 第1回会議 第2回会議 第3回会議 |
| 第3部会 | 令和元年11月18日 令和元年12月23日 令和2年1月6日 | 第1回会議 第2回会議 第3回会議 |
| 部会長・副部会長調整会議 | 令和2年1月21日 令和2年3月25日 | 第1回会議 第2回会議 |
| 書面協議 | 令和2年3月13日～19日 令和2年3月26日～30日 | 第1回書面協議 第2回書面協議 |
| 審議会答申 | 令和2年4月6日 | 八尾市第6次総合計画(行政素案)に対する答申 |

4. 諮問

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

八政政第109号
平成30年6月26日

八尾市総合計画審議会会長 様

八尾市長 田中 誠太

八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について(諮問)

八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括および八尾市総合戦略の効果検証をするにあたり、八尾市総合計画審議会規則(昭和41年八尾市規則第30号)第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく、以下の理由を添えて諮問いたします。

記

- ・八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括に関する事項
- ・八尾市総合戦略の効果検証に関する事項

(諮問理由)

本市では、平成22年度に現行の八尾市第5次総合計画である「八尾市総合計画(やお総合計画2020)」を策定し、市の発展と市民生活の向上に努めてまいりましたが、平成32年度に計画期間が終了いたします。

現総合計画策定後に地方自治法が改正され、市町村における基本構想の策定義務がなくなりました。しかしながら、本市では、計画行政の推進にあたり、まちづくりの基本的な指針として市の最上位計画である総合計画は必要であると判断し、八尾市総合計画策定条例を定めました。

このような状況をふまえ、平成33年度から始まる八尾市第6次総合計画の策定を進めるにあたり、現計画の総括について諮問いたします。

また、平成27年度に策定した八尾市総合戦略は、第5次総合計画の後期期間において、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける総合計画の実行計画であることから、総合戦略の効果検証についても併せて諮問いたします。

別添：八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」の総括 (略)

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

八政政第53号
令和元年7月1日

八尾市総合計画審議会会長 様

八尾市長 山本 桂右

八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び
八尾市総合戦略の効果検証について(諮問)

八尾市第6次総合計画の策定及び八尾市総合戦略の効果検証をするにあたり、八尾市総合計画審議会規則(昭和41年八尾市規則第30号)第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

記

- ・八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)に関する事項
- ・八尾市総合戦略の効果検証に関する事項

(諮問理由)

本市は、平成30(2018)年に市制施行70周年を迎えましたが、現在までの間、昭和42(1967)年に「八尾市総合基本計画」を策定して以降、平成23(2011)年には「八尾市第5次総合計画[やお総合計画2020]」を策定する等、これまでの社会経済状況に合わせ、将来都市像の実現をめざして、さまざまな施策を総合的に推進し、市勢の発展と市民生活の向上に努めてまいりました。

令和2(2020)年度を目標年次とする第5次総合計画の計画期間満了を間近にした今、昨今の社会経済情勢の変化として、人口減少に伴う少子高齢化の進行、大規模災害に伴う安全・安心意識の高まり、人生100年時代における健康意識の向上、働き方や人材活用の多様化などが挙げられ、本市におきましても、これらの変化に伴う諸課題の解決に向けた的確な対応が求められております。

このような状況を踏まえ、すべての市民がいいきと暮らせるよう、本市の特性や地域資源を活用し、まちの持続可能な発展に取り組むため、令和3(2021)年度からのまちづくりの指針となる新しい総合計画を策定してまいりたいと考えております。

また、平成27(2015)年度に策定した八尾市総合戦略は、第5次総合計画の後期間において、人口減少を克服し地方創生を目的として、特に重点的に進めるべき取り組みを位置付ける総合計画の実行計画であることから、総合戦略の効果検証についても併せて諮問いたします。

別添：八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案) (略)

5. 答申

(1) 平成30(2018)年度八尾市第5次総合計画の総括

八政総審第6号
平成31年3月28日

八尾市長 田中 誠太 様

八尾市総合計画審議会
会長 初谷 勇

八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について(答申)

平成30年6月26日付け八政政第109号で諮問のありました八尾市第5次総合計画の総括および八尾市総合戦略の効果検証について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねてまいりました。その結果、八尾市第5次総合計画の総括に関する意見は、別添「第5次総合計画の総括報告書」のとおり取りまとめ、また八尾市総合戦略の効果検証に関しては、KPI達成に有効であったとの結論に至りましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申における各種の提案を参考に、次期総合計画の策定や八尾市総合戦略の実践に向けて取り組まれることにより、八尾市がより一層の発展を遂げることを切に願います。

別添：八尾市第5次総合計画総括報告書 (略)

(2) 令和元(2019)年度八尾市第6次総合計画の策定

八政総審第1号
令和2年4月6日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市総合計画審議会
会長 初谷 勇

八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び
八尾市総合戦略の効果検証について(答申)

令和元年7月1日付け八政政第53号で諮問のありました八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(行政素案)及び八尾市総合戦略の効果検証について、当審議会として慎重かつ活発に審議を重ねた結果、八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画に関しては別添のとおり取りまとめ、また八尾市総合戦略の効果検証に関しては、KPI達成に有効であったとの結論に至りましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、八尾市第6次総合計画が策定され、地域住民、通勤・通学者、企業や団体等八尾に関わるあらゆる市民とともに、将来都市像の実現に向けて取り組まれることにより、来たる8年の間に、八尾市がより一層の発展を遂げることを切に願います。

なお、八尾市第6次総合計画の策定にあたっては、下記の事項について特に配慮されることを求めます。

記

1. 地域コミュニティに対する価値観が多様化する中、市民一人ひとりが地域づくりをわが事と考え、結束・連帯しともに進めることが必要です。とりわけこの10年間八尾市において積み重ねてきた地域コミュニティへの向き合い方を大切に、今後の具体的な展開方策についてはさらに議論を重ね、各地域の個性を尊重しながら、迅速かつ丁寧な取り組みがなされるよう要望します。
2. 市民や地域、企業等多様な主体と行政が連携協力を図りながら、総合計画を着実に推進することを期待します。とりわけ、八尾に関わるすべての市民が「しあわせ」を感じられるまちとして示す「将来都市像」の実現にあたっては、市民と行政がともにその達成状況を認識し、評価できるよう、柔軟で実効性のある進行管理のしくみを構築することを要望します。
3. 将来都市像の実現にあたっては、6つのまちづくりの目標に対する取り組み方向を政策として定め、それぞれの政策を推進するための施策を体系的に示しています。6つの政策の実現に向けた施策展開が図られることを要望します。

以上

別添：八尾市第6次総合計画基本構想・基本計画(答申) (略)

付属資料6 庁内策定体制

1. 八尾市経営戦略会議

(1) 八尾市経営戦略会議設置要綱

平成27年11月4日
最終改正 令和2年4月1日

(名 称)

第1条 本会は、八尾市経営戦略会議(以下「戦略会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 戦略会議は、総合計画の実現に向けた、次年度を中心とした重点的に取り組むべき市政の運営に関する戦略および今後予測される人口構成などの社会情勢や財政環境の変化を見据えた、中長期を視野に入れた戦略の実現について、さらに、新たな総合計画の策定に向けた評価や企画立案に関する庁内横断的な政策議論を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 戦略会議は、本市の行政運営に関する次の事項について協議するものとする。

(1) 総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び総合計画における基本構想実現に向けた基本計画の庁内評価及び次期基本計画期間での重要施策に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 国の「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定される、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関する事項

(4) 部局マネジメント戦略の策定及び推進に関する事項

(5) その他、市の中長期的な戦略策定等について必要と認める事項

(戦略会議の構成及び役割)

第4条 戦略会議は、委員長、副委員長及び委員で組織し、前条に掲げる事項の検討を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、植島副市長とし、会務を総理する。

2 副委員長は、東口副市長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委 員)

第6条 委員は、別表1に掲げる者とし、その他委員長が出席を命じた者とする。

(会議の開催)

第7条 戦略会議は、必要に応じ委員長が委員を招集して行う。

2 委員に事故があるときは、その指名する者が出席して、その職務を行うことができる。

3 委員長は、必要に応じて関係する職員に出席を求めることができる。

(八尾市経営戦略会議関係部局会議の設置等)

第8条 戦略会議の円滑な運営を図るため、検討事案毎に八尾市経営戦略会議関係部局会議(以下「関係部局会議」という。)を設置することができる。

2 関係部局会議に座長を置き、政策企画部長をもって充てる。

3 座長は会務を総理し、関係部局会議委員を選出、招集し会議を開催することができる。

(八尾市経営戦略会議関係課会議の設置等)

第9条 戦略会議の円滑な運営を図るため、検討事案毎に八尾市経営戦略会議関係課会議(以下「関係課会議」という。)を設置することができる。

2 関係課会議に座長を置き、第3条(1)の所掌事務に関係する検討事案を遂行するにあたっては総合計画調整担当を、第3条(1)以外の所掌事務に関係する検討事案を遂行するにあたっては政策企画部政策推進課長をもって充てる。

3 座長は会務を総理し、関係課会議委員を選出、招集し会議を開催することができる。

(庶務)

第10条 戦略会議、関係部局会議及び関係課会議の庶務は、政策企画部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 (略)

(2)実施状況

| 会議名 | 日程 | 検討内容 |
|-----------|--------------|----------------------------|
| 第1回経営戦略会議 | 令和元年 5 月28日 | 「八尾市第6次総合計画行政素案策定の考え方」について |
| 第2回経営戦略会議 | 令和元年 7 月 9 日 | 「八尾市第6次総合計画行政素案策定の考え方」について |
| 第3回経営戦略会議 | 令和元年 8 月22日 | 「八尾市の将来像とまちづくり」について |
| 第4回経営戦略会議 | 令和元年 9 月24日 | 「地域のまちづくり」について |
| 第5回経営戦略会議 | 令和元年10月21日 | 「八尾市第6次総合計画(行政素案)」について |

(3) 委員名簿

| 役職 | 組織名 | 氏名 | | |
|------|------------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 平成30(2018)年度 | 令和元(2019)年度 | 令和2(2020)年度 |
| 委員長 | 副市長 | 平野 佐織 | 轉馬 潤 | 植島 康文 |
| 副委員長 | 副市長 | 轉馬 潤 | 植島 康文 | 東口 勝宏 |
| 委員 | 病院事業管理者 | 福田 一成 | 福田 一成 | 福田 一成 |
| 委員 | 水道事業管理者 | 森 孝之 | 森 孝之 | 赤鹿 義訓 |
| 委員 | 教育長 | 中山 晶子 | 中山 晶子 | 中山 晶子 |
| 委員 | 危機管理監 | 石田 隆春 | 石田 隆春 | 宮田 哲志 |
| 委員 | 政策企画部長 | 吉川 貴代 | 吉川 貴代 | 松岡 浩之 |
| 委員 | 総務部長 | 渡辺 孝司 | 小田 泰造 | 原田 奈緒美 |
| 委員 | 人事担当部長 | 太尾 利治 | 太尾 利治 | 築山 裕一 |
| 委員 | 財政部長 | 松岡 浩之 | 松岡 浩之 | 山原 孝英 |
| 委員 | 人権文化ふれあい部長 | 村上 訓義 | 村上 訓義 | 太尾 利治 |
| 委員 | 市民ふれあい担当部長 | 山原 義則 | 山原 義則 | 村上 訓義 |
| 委員 | 地域福祉部長 | 田辺 卓次 | 浅原 利信 | 當座 宏章 |
| 委員 | 健康まちづくり部長 | 西田 一明 | 西田 一明 | 浅原 利信 |
| 委員 | 保健所長 | 高山 佳洋 | 高山 佳洋 | 高山 佳洋 |
| 委員 | こども未来部長 | 新堂 剛 | 新堂 剛 | 吉川 貴代 |
| 委員 | 経済環境部長 | 植島 康文 | 浅川 昌孝 | 浅川 昌孝 |
| 委員 | 環境担当部長 | 鶴田 洋介 | 鶴田 洋介 | 鶴田 洋介 |
| 委員 | 都市整備部長 | 宮田 哲志 | 宮田 哲志 | 金子 秀行 |
| 委員 | 下水道担当部長 | 赤鹿 義訓 | 赤鹿 義訓 | 井出 信夫 |
| 委員 | 建築部長 | 比留間 浩之 | 比留間 浩之 | 比留間 浩之 |
| 委員 | 消防長 | 藤原 正彦 | 藤原 正彦 | 石田 隆春 |
| 委員 | 市立病院事務局長 | 植野 茂明 | 植野 茂明 | 山原 義則 |
| 委員 | 水道局長 | 松井 順平 | 井出 信夫 | 赤鹿 義訓 |
| 委員 | 副教育長 | 吉川 慎一郎 | 吉川 慎一郎 | 新堂 剛 |
| 委員 | 教育委員会事務局教育総務部長 | 尾谷 祐司 | 尾谷 祐司 | 新堂 剛 |
| 委員 | 教育委員会事務局生涯学習担当部長 | 田中 淳二 | 田中 淳二 | 田中 淳二 |
| 委員 | 教育委員会事務局学校教育部長 | 今岡 誠司 | 今岡 誠司 | 今岡 誠司 |

2. 総合計画策定プロジェクトチーム

(1) 総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

平成30年4月1日

最終改正 令和2年4月1日

(設置)

第1条 八尾市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するに当たり、八尾市プロジェクトチーム設置規程(平成13年八尾市訓令第9号)に基づき、八尾市総合計画策定プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画に関する調査、研究及び調整を行い、計画の原案を策定し、市長に提出する。

(組織)

第3条 チームに、総括者、副総括者、事務責任者、事務責任者代理及びその他必要な職員(以下「担当職員」という。)を置く。

(設置期間)

第4条 チームの設置期間は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(運営)

第5条 総括者は、所掌事務の処理について所属職員を指揮監督する。

2 副総括者は、総括者を補佐し、総括者に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務責任者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、担当職員を指揮監督する。

4 事務責任者代理は、事務責任者と協力のうえ、担当事務の執行にあたり、事務責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

5 担当職員は、上司の命を受けて担当事務を掌理する。

(総括者及び事務責任者の専決事項)

第6条 総括者が専決できる事項は、八尾市事務処理規程(平成2年八尾市規程第2号、以下「規程」という。)第21条に規定する課長の共通専決事項とする。

2 事務責任者が専決できる事項は、規程第21条に規定する係長の共通専決事項とする。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、政策企画部長が別に定める。

附則 (略)

●総合計画策定プロジェクトチーム

一ノ本大治、目黒靖忠、主井尚史、松井順一、塚本葉子

3. 未来のやお方向性ワーキング会議

(1) 未来のやお方向性ワーキング会議設置要綱

平成30年12月17日

(設置)

第1条 平成33年度から始まる新たな総合計画(以下「第6次総合計画」という。)の策定において、将来都市像やまちづくりの目標等について検討し、八尾市経営戦略会議設置要綱に基づく会議(以下「経営戦略会議」という。)に第6次総合計画の基本構想及び基本計画(素案)(以下「素案」という。)を提出するため、未来のやお方向性ワーキング会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)平成30年度に把握した市民ニーズや課題等を踏まえ、第6次総合計画の基本構想及び基本計画を検討し、素案を取りまとめること。

(2)素案を経営戦略会議に提出すること。

(3)その他関連事項について検討すること。

(構成)

第3条 会議に未来のやお方向性ワーキング会議委員(以下「委員」という。)を置き、庁内公募により募集した課長補佐級または係長級の職員をもって組織する。

2 会議にリーダーを置き、総合計画担当参事をもって充てる。

3 リーダーは、会議を総理する。

4 リーダー及び委員は、所掌事項を達成した年度末に、その任務を終了する。

(会議等)

第4条 会議は第2条の所掌事務を遂行するため、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダー及び委員に事故があるときには、その指名するものが出席をして、その職務を行うことができる。

3 リーダーは、必要に応じて会議に必要な関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総合計画策定プロジェクトチームにおいて行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項はリーダーが会議に諮って定める。

附則 (略)

(2) 実施状況

| 会議名 | 日程 | 検討内容 |
|-------|--------------|--|
| 第1回会議 | 平成31年 1 月29日 | ・グループ討議、発表 【将来のなりたい八尾(理想の姿)について】 |
| 第2回会議 | 平成31年 2 月26日 | ・話題提供【市民の幸福度と高齢化社会】 ・グループ討議、発表 【「なりたい八尾」実現に向けたストーリーについて】 |
| 第3回会議 | 平成31年 4 月11日 | ・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】 |
| 第4回会議 | 令和元年 5 月11日 | ・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】 |
| 第5回会議 | 令和元年 6 月 4 日 | ・グループ討議、発表 【幸せのストーリー検討】 |
| 第6回会議 | 令和元年 6 月28日 | ・将来都市像の検討 ・報告書素案取りまとめ |

(3) 委員名簿

| No | 平成30(2018)年度所属 | 令和元(2019)年度所属 | 補職 | 氏名 |
|----|----------------|----------------|------|--------|
| 1 | 危機管理課 | 危機管理課 | 係長 | 松野 潤 |
| 2 | 政策推進課 | 政策推進課 | 主査 | 藤本 貴之 |
| 3 | 総務課 | 総務課 | 主査 | 松本 悠希 |
| 4 | 職員課 | 職員課 | 係長 | 木戸 佑樹 |
| 5 | 納税課 | 議事政策課 | 主査 | 西峰 勝弘 |
| 6 | 市民税課 | 危機管理課 | 主査 | 藤原 敦史 |
| 7 | 資産税課 | 資産税課 | 主査 | 的場 紀之 |
| 8 | 財政課 | 財政課 | 主査 | 平野 裕典 |
| 9 | 桂人権コミュニティセンター | 桂人権コミュニティセンター | 主査 | 中村 満 |
| 10 | 安中人権コミュニティセンター | 安中人権コミュニティセンター | 主査 | 田嶋 勝行 |
| 11 | 文化国際課 | 文化国際課 | 主査 | 富田 貴之 |
| 12 | コミュニティ政策推進課 | コミュニティ政策推進課 | 係長 | 渡部 譲 |
| 13 | 地域福祉政策課 | 地域福祉政策課 | 主査 | 高橋 啓 |
| 14 | 健康推進課 | 健康推進課 | 係長 | 北川 瞳 |
| 15 | 保健予防課 | 保健予防課 | 係長 | 稲田 貴子 |
| 16 | 保健予防課 | 保健予防課 | 主査 | 大久保 雅美 |
| 17 | 子育て支援課 | 子育て支援課 | 課長補佐 | 野本 哲朗 |
| 18 | 子育て支援課 | 福祉指導監査課 | 主査 | 上田 由香里 |
| 19 | 産業政策課 | 環境施設課 | 課長補佐 | 倉橋 博幸 |
| 20 | 産業政策課 | 障害福祉課 | 課長補佐 | 古川 亜樹 |
| 21 | 労働支援課 | こども政策課 | 課長補佐 | 西澤 智美 |
| 22 | 環境施設課 | 環境施設課 | 係長 | 嶋田 博之 |
| 23 | 環境保全課 | 環境保全課 | 係長 | 橋本 和也 |
| 24 | 都市政策課 | 総務課 | 係長 | 田中 久雄 |
| 25 | 下水道整備課 | 下水道整備課 | 係長 | 奥野 訓史 |
| 26 | 住宅政策課 | 住宅政策課 | 課長補佐 | 萬木 啓介 |
| 27 | 公共建築課 | 公共建築課 | 係長 | 藤原 広明 |
| 28 | 住宅管理課 | 住宅管理課 | 主査 | 安達 昌寛 |
| 29 | 消防総務課 | 消防総務課 | 係長 | 魚住 梢太 |
| 30 | 指令課 | 指令課 | 係長 | 檀野 加代子 |
| 31 | 企画運営課 | 企画運営課 | 係長 | 大和 篤史 |
| 32 | 経営総務課 | 経営総務課 | 課長補佐 | 澤近 峰子 |
| 33 | 施設整備課 | 施設整備課 | 課長補佐 | 工藤 康史 |
| 34 | 教育政策課 | 教育政策課 | 係長 | 福井 智恵子 |
| 35 | 八尾図書館 | 八尾図書館 | 係長 | 森尾 憲 |
| 36 | 指導課(H30年度のみ) | — | 係長 | 辻本 貴昭 |

4. 職員意識調査

(1) 実施目的

令和3(2021)年度から始まる第6次総合計画を策定する上で、職員が日々の業務を通じて感じている課題やアイデア、また日々の業務の進め方を把握し、第6次総合計画の策定や策定後の運用管理に活用するため、職員意識調査を実施しました。

(2) 実施状況

| 実施年度 | 調査方法・実施時期・対象者 | 有効回答数 有効回答率 |
|--------------|---|-----------------|
| 平成30(2018)年度 | 【調査方法】調査票の配布・回収 【実施時期】平成31年2月7日～平成31年2月22日 【対象者】八尾市の全職員(臨時的任用職員を除く) | 2,298件 89.5% |

付属資料7 総合計画策定調査特別委員会

1. 委員構成

| | 令和元(2019)年度 | 令和2(2020)年度 |
|------|-------------|-------------|
| 委員長 | 土井田 隆行 | 土井田 隆行 |
| 副委員長 | 田中 慎二 | 奥田 信宏 |
| 委員 | 稲森 洋樹 | 稲森 洋樹 |
| | 西田 尚美 | 重松 恵美子 |
| | 大星 なるみ | 畑中 一成 |
| | 竹田 孝吏 | 大星 なるみ |
| | 田中 裕子 | 竹田 孝吏 |
| | 露原 行隆 | 田中 裕子 |

2. 開催経過

| 年度 | 開催日 | 案件 |
|-------|------------|--|
| 令和元年度 | 令和元年11月11日 | 八尾市第6次総合計画(行政素案)に関する調査 |
| | 令和2年1月31日 | 八尾市第6次総合計画(素案)に関する調査 |
| 令和2年度 | 令和2年6月24日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 |
| | 令和2年7月7日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本構想について |
| | 令和2年7月8日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について |
| | 令和2年7月10日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について |
| | 令和2年7月15日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・基本計画について |
| | 令和2年7月20日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 ・全体総括について |
| | 令和2年7月28日 | 八尾市第6次総合計画(案)に関する調査 |
| | 令和2年9月18日 | 議案第81号「八尾市総合計画基本構想及び基本計画を定める件」 について審議 |

※令和2年7月28日に、調査を通じて出された134項目に及び意見のうち、一致した16項目の意見を調査報告書として市長に送付し、当該16項目の意見が反映された議案が提案されました。

付属資料8 憲章・宣言

八尾市民憲章

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをあおぐ八尾の市民です。

わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

昭和39(1964)年11月3日制定

やお安全安心憲章

八尾市は、中世において自治都市「じないちょう寺内町」として栄えるなど、古来より歴史と文化を大切に受け継いできました。

わたくしたちは、このまちの豊かな資源を自然災害や犯罪などがもたらす被害から守り、自立と助け合いの精神のもと、だれもが安全に安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、ここに憲章を定めます。

1. 市民一人ひとりが防災・防犯意識を高めましょう。
1. ひとを思いやるやさしさを持ち、共に助け合う地域をつくりましょう。
1. 豊かな地域活動をはぐくみ、災害や犯罪に強いまちづくりを進めましょう。
1. 未来をにを担う子どもたちを犯罪から守りましょう。
1. 社会のルールを守り、地域の和を尊重しましょう。

平成17(2005)年10月1日制定

非核・平和都市宣言

世界の恒久平和は、全人類の願いである。

しかるに、近年の核軍拡競争はとどまるところを知らず、ひとたび核戦争がぼつ発すれば、人類を滅亡させる危機にあることは、世界の人々の等しく憂えるところである。

世界最初の核被爆国となった我が国は、ヒロシマ・ナガサキの惨禍を絶対に繰り返してはならず、その決意と行動を世界に示さなければならない。

日本国憲法に掲げる恒久平和の原則に則り、それを市民生活の中に育み、継承させていくことが、人間尊重の精神につながり、八尾の自然と文化を守ることとなる。

したがって、八尾市は、国是である「非核三原則」が完全に実施されることを求めるとともに、あらゆる国のあらゆる核兵器を拒否し、廃絶することを全世界に訴えるものである。

以上宣言する。

昭和58(1983)年10月4日

八尾市健康まちづくり宣言

わたしたちは、自然と歴史が調和したこのまちで、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことを願っています。

この願いを実現するため、わたしたちが大切にしている地域のつながりを未来に向かってさらに広げ、みんなの健康をみんなで守る“健康コミュニティ”を育んでいくことをめざし、ここに八尾市の健康まちづくりを進めることを宣言します。

わたしたち八尾市民は、

- 一. みんなの健康のため、みんなで力を合わせましょう
- 一. 健康でつながる、笑顔あふれるまちをつくりましょう
- 一. 日頃からいきいきと、こころやからだを動かしましょう
- 一. 歯を大切に、感謝して楽しくかしく食べましょう
- 一. 健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みましょう

平成30(2018)年10月6日

やおプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、利便性・経済性に優れていることから、社会において広く大量に普及し、私たちの日常生活は、その恩恵に大きく依存しているところです。しかし、その一方で、不用意に投棄されたプラスチックごみが、河川から海へと流れ込み、やがては細分化され、マイクロ・プラスチックとなって、海洋汚染を引き起こすとともに、魚や海鳥等が誤食するなど、生態系への深刻な悪影響が懸念されており、早急に取り組むべき地球規模の課題となっています。

このような中、本市では、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に基づいた循環型社会や「きれいなまち八尾」、プラスチックごみゼロの実現に向けて、市民の皆様のご理解のもと、3R(リデュース、リユース、リサイクル)運動をはじめ、河川等におけるクリーンキャンペーン、市街地での美化・清掃活動など、市民、事業者、行政の協働を一層推進し、自ら率先した不断の取り組みを行うことを、ここに宣言します。

令和元(2019)年6月28日

八尾市第6次総合計画 ～八尾新時代しあわせ成長プラン～

令和3(2021)年2月発行

発行者：八尾市 政策企画部 政策推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

TEL:(072)924-3816 FAX:(072)924-3570

八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp>



刊行物番号 R2-104